

【令和5年3月13日更新】

【屋外】甲州市社会体育施設 利用ガイドライン

新型コロナウイルスが感染する要因の一つである3密を回避するため、県の指針を準用し、条件付きで開放する。また、大会・イベントなどについては、日本スポーツ協会の「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に沿った活動を行うこと、各中央競技団体が作成する「競技別のガイドライン」を確認した上で施設の利用をお願いします。状況などにより、開放情報及び利用条件について変更があります。

（１） 施設利用の制限について

- ・ 緊急事態宣言の対象区域に在住する方の利用を制限する。
- ・ 県内を除く、まん延防止等重点措置対象区域に在住する方の利用を制限する。
- ・ 高校生以下のみの利用不可。（保護者又は保護者に代わる人の同伴により可。）

（２） 3つの「密」（密閉・密集・密接）の3条件の回避を遵守いただくとともに、利用団体の代表者は、不測の事態を鑑み参加者全員の氏名、住所、連絡先等の名簿を1か月間保存すること。（利用終了後2週間以内に新型コロナウイルスに感染症を発症した場合は、施設管理者に速やかに報告すること。）

（３） 消毒の実施及びマスクの着用について

- ・ 手洗いの奨励・手指や接触回数の多い場所（ドアノブ、蛇口等）のアルコール消毒の徹底（持参）
- ・ マスクの着用については、個人の判断に委ねることを基本とする。
- ・ また、個人の判断に委ねられる場合であっても、施設管理者及び利用団体責任者が感染対策上又は事業上の理由等により、マスクの着用を求めることが許容される。

（４） 体調管理に留意し、発熱、咳などの症状がある方の利用は控えてください。

※ 次の時間帯に利用する団体との接触を避けるため、利用終了時間10分前までの完全退出を徹底してください。

利用者様には、ご不便をおかけいたしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。